

新高教発第5号
2021年4月14日

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する報酬に対すとりくみについて

連日の諸とりくみに敬意を表します。

20年4月1日より会計年度任用職員制度がスタートしています。1コマあたり2,460円の増額や、期末手当の支給要件等はまだまだ課題として残ったものの、業務内容に成績処理業務が加わり報酬が支払われることとなりました（別紙「新潟県高等学校教職員組合からお知らせ」参照）。しかし、20年度初めより制度の周知が行われていないと数多くの問い合わせが高教組本部へ寄せられています。業務を行う月数については校長が設定するとなっていますが、高教組は交渉において成績処理業務の報酬について、標準で6回の支給と確認しています。

つきましては、6回支給の徹底に向け、以下のとりくみをお願いいたします。

記

1. 別紙1 成績処理業務に関する報酬設定月数確認用紙及び
別紙2「新潟県高等学校教職員組合からお知らせ」を非常勤講師の方へ配付
※別紙1については分会長名を記入
2. 別紙1を回収
3. 2. について、4月30日(金)までに郵送または、FAX、Mailにて本部へ提出
(確認用紙は新高教ホームページからもダウンロード可)
(パスワードは4月支部執行委員会レジュメを参照)
4. その他 20.1.10 交渉での県教委回答内容

標準的な成績処理の報酬については、年間6か月分と考えている。学期末の考え方を3学期制の場合だが、6月・7月、2学期は11月・12月、3学期は2月・3月と。学校によって2学期制のところもあるので、高校になると試験の時期がずいぶんずれたり、回数が違うところもあると聞いている。中学校も今そうだが、それも含めて、それは校長の判断にはなると思うが、基本的に標準的には6か月くらいで何とかなるだろうという考え方だ。

3学期制で6・7・11・12・2・3というのが一番分かりやすいだろう。2学期制のパターンで言うと、これも学校によって違うと思うが、6月、9月、10月、12月、2月、3月。こういうパターンも実は考えている。学校によっても差があるとも聞いているので、本来であれば個々に応じたものができればいいのかもしれないが、やはりある程度、制度上、標準の形というのは必要だと考えているので、いくつかの変形パターンも含めて考えて6月というのは妥当な線だろうと、こちらで考えている。

不明な点については担当浅川までお問い合わせください。

〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4
電話:025-265-4151 FAX:025-231-1036
MAIL:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp

会計年度任用職員（非常勤講師）の成績処理業務に関する報酬設定月数確認用紙

※標準で6回の支給と確認しています。6回支給の徹底に向けご協力お願いいたします。

お名前（ ） 分会長（ ）までお渡しください
（無記名可）

（ア）（イ）に丸をつけて回答してください。

① 校長から成績処理業務に関わる報酬の説明について

（ア）あった （イ）ない

② 成績処理業務を行う月

（ア）わからない

（イ）設定されている（設定されている月をご記入ください）

（ 月 月 月 月 月 月） 計（ ）回

※契約期間内の設定となっているかご確認ください

③ その他、ご不明な点等ございましたらご記入ください

--

ご協力ありがとうございました。